

# 仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所  
(担当：木谷、杉左近 075-611-5371)

件名	ブロック塀修繕（大島公園）
内容	<p>1 業務の目的 本件は、ブロック塀が一部破損しているため、修繕を行うものである。</p> <p>2 履行期限 令和8年6月24日限り</p> <p>3 履行場所 京都市伏見区桃山町大島 地内（別紙参照）</p> <p>4 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定箇所のブロック塀を撤去し、新たにブロック塀を設置する<ul style="list-style-type: none"><li>※ブロック塀部分及び基礎部分に縦筋・横筋を埋め込み、交差部は結束すること</li><li>※既設ブロック塀には差し筋アンカーを打ち込み、横筋と結束すること</li><li>※基礎部分はクラックから前後250の立ち上がり箇所のための打ち換え</li><li>※既設基礎部分には差し筋アンカーを打ち込み、横筋と結束すること</li></ul></li><li>・ブロック塀天端の欠損部分のモルタル補修</li> <li>・既存のブロック塀と同等の見た目になるように施工を行うこと。</li><li>・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。</li><li>・撤去した発生材は、請負者において適切に処分すること。</li><li>・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものをを用いること。</li><li>・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。</li></ul> <p>5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p> <p>6 留意事項 作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任において対応すること。また、本業務で発生した事故等についても、受注者の責任において対応すること。 作業中、近隣住民、通行車両等から要望・苦情を受けた場合及び、事故等の発生があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。 業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故があった場合は、受注者の責任で解決すること。</p>

# 箇所図

135.786694,34.929701

135.790723,34.929701



135.786694,34.925570

1 / 2000

135.790723,34.925570

注釈1

— 業務箇所

